



1883

勅令案

朕在青宮時通則中改三件、裁可、茲之元布、  
仰各、仰直、  
明治十九年、  
改、  
廢止、  
第七條、  
第十六條、



114  
A 2623



勅令案

朕者省官制通則中改正件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年月日 内閣総理大臣

勅令第 号

明治十九年 勅令第 号 各省官制通則中左ノ通

改正<sup>改正</sup>件<sup>改正</sup>觸スル後<sup>改正</sup>法律規則命令等ハ總テ之ヲ

廢止ス

第七條削除

第十六條削除

第廿二條削除

第廿五條中「書記官」「局次長」ノ二項ヲ削リ局長ノ次ニ

課長ノ二項ヲ加フ

外務省

第三十六條中「各省総務局」下「又書課」ノ三字ヲ削

第三十七條削除

第四十條中「公文書類」下「及因画書藉」ノ五字ヲ加フ

第四十二條削除

第四十三條「各局課」局長一人課長一人ヲ置クト改ム

第四十四條中「局長」下「兼作外勅任事務」ノ十字ヲ加フ

第四十五條中「局長」下「又為次長」ノ五字ヲ削ル

第四十六條「課長」兼任ニ等乃至四等トス局長ノ指揮ヲ

兼ケ其主務ヲ分掌スルト改ム

第四十七條第二項「冬事」官ハ兼任トス大臣ノ命ヲ兼ケ法

律規則命令ノ立案解釋及審査ヲ掌ルルト改メ第

二項「冬事」官ハ各省事務ノ繁簡ニ依リ一人若クハ二人

トスルト改ム

第四十八條削除

第四十九條「試補」定員ハ各省ノ部ニ於テ之ヲ定ムノ一項

ヲ追加ス

第五十條削除

第五十一條「屬」定員ハ各省ノ部ニ於テ之ヲ定ムノ一項ヲ

追加ス

第五十四條中「記入」下「テ」以下十三字ヲ「主任」局課ニ

送付スルノ九字ニ改ム

第五十五條削除

第五十七條中「大臣」提出」下「ス」以下二十八字ヲ

「大臣」命ヲ兼ケテ自カラ之ヲ處分シ又ハ主務

ノ各局課ニ送付スルノ二十九字ニ改ム

第五十九條 「各局長ハ往復課長又ハ秘書官ヨリ  
文書ノ配付ヲ受タルトキハ自ラ之ヲ處分シ又ハ其  
主務ニ從ヒ各課長ニ文書ヲ配付シ其處分法ヲ  
授ケテ之ニ從事セシムヘシト改ム

第六十二條 「各局課調査濟ノ成案ハ局長ヨリ之ヲ  
總務局長ニ提出シ總務局長ハ査閱ノ上大臣ノ決  
裁ヲ請フヘシ總務局長大臣ノ代理ヲ爲シ又ハ委  
任ヲ受ケタル事件ハ査閱ヲ經テ直ニ施行スヘシト  
改メ但シ奉ノ法律規則ノ疑議ニ涉ルモノハ奉  
官ノ審査ヲ經タル上ニテ奉條ノ手續ヲ爲スヘシノ  
但書ヲ追加ス

第六十四條中「換印シテ」下「主務ノ處」ノ四字ヲ「記録  
局若クハ記録課」ノ九字ニ改ム

第七十一條 削除

第七十二條 別段ノ法律命令ヲ以テ定メタルモノヲ除ク外各者ノ  
會計事務其官制中ニ於テ之ヲ規定スト改ム

第七十三條 以下削除

寛政九年 各の長に任置、  
 定吉の起野、又之に自下、  
 其旨、定と各隊、又吉に自下、  
 授け之に任事とせしむる事  
 第六十二條 各の隊、  
 定吉の起野、又之に自下、  
 其旨、定と各隊、又吉に自下、  
 授け之に任事とせしむる事  
 第六十三條 各の隊、  
 定吉の起野、又之に自下、  
 其旨、定と各隊、又吉に自下、  
 授け之に任事とせしむる事  
 第六十四條 各の隊、  
 定吉の起野、又之に自下、  
 其旨、定と各隊、又吉に自下、  
 授け之に任事とせしむる事  
 第六十五條 各の隊、  
 定吉の起野、又之に自下、  
 其旨、定と各隊、又吉に自下、  
 授け之に任事とせしむる事

寛政九年 各の長に任置

